

4-2 安全衛生管理室

安全衛生管理室は、研究所における快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における職員の安全と健康を確保するための専門業務を行うことを目的として、2004年4月に設置された。安全衛生管理室には、室長、専任及び併任の安全衛生管理者、安全衛生管理担当者、化学物質・放射線・高圧ガス・電気・レーザーなどのそれぞれの分野を担当する作業主任者が置かれている。安全衛生管理者は、少なくとも毎週1回明大寺・山手両地区を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に危険及び有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じている。また、職場の安全衛生を推進するために必要な、作業環境測定（必要に応じ外部に委託）や、保護具、各種の計測機器、文献・資料、各種情報の集中管理を行い、分子研における安全衛生管理の中心としての活動を行っている。

また安全衛生管理室では、分子科学研究所全職員に対する安全衛生教育も行っており、そのための資料作成、各種資格取得の促進、専門家の養成などを行っている。雇い入れ時の安全衛生教育は年度初旬に定例として行うほか、講習テキストと講習会ムービーを用意し、年度途中の採用者に対しても、随時安全衛生教育が可能となるよう配慮している。

また長期滞在する外国人研究者に対しては、英文の安全衛生講習会テキストならびに英語版講習会ムービーを作成し、これらの教材を用いた安全衛生教育を行っている。安全衛生に必要な情報は、安全衛生管理室のWEBページ(<http://info.ims.ac.jp/safety/>)にまとめて掲載しており、必要な規則や書式に即座にアクセス可能である。また、安全衛生管理室員全員のメールアドレスが登録されたメーリングリスト(safety@ims.ac.jp)も設定しており、各種の質問などに機動的に対応できる体制になっている。年に数回、分子研安全衛生委員会(岡崎3機関の「安全衛生委員会」に相当)と合同で連絡会議を開催し、所内の安全衛生状況に関する情報交換、連絡の徹底等が円滑に行なわれる体制を採っている。

今年度は、労働安全衛生法の改正に基づく「化学物質の自律的管理を基軸とする規制への改正・移行」に対応するため、作業環境評価について以下の改善を行った。①従来の検査対象である化学物質に加え、試薬管理システムにより「2022年度に購入されたすべての化学物質において、使用量が特に多い有害性物質」を六品目選別し、それらについても作業環境測定を実施した。②検査対象となった各研究グループは、該当する化学物質のリスクアセスメントをコントロールバンディング法により実施し、結果を安全衛生管理室まで報告することとした。